

福岡県貸金業行政処分基準

貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号。以下「法」という。)に基づく不利益処分(以下「処分」という。)については、この基準の定めるところによる。

(業務改善命令)

- 1 法第 24 条の 6 の 3 に基づく業務改善命令は、貸金業者が行う業務の運営方法及び内部管理体制が不十分な場合に、資金需要者の利益保護の観点から早急に業務を改善させる必要があり、かつ当該貸金業者の自主的な改善が見込まれないときに行うものとする。

(業務停止処分)

- 2 法第 24 条の 6 の 4 に基づく業務停止処分は、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。
 - (1) 法令違反の事実が確認された貸金業者が、口頭指導又は業務改善命令により業務改善の指導を受けた後においても、業務の改善がなされず、又は改善される見込みがないとき。
 - (2) 業務改善のために相当の期間を要し、一定期間改善に専念させることが適当と認められるとき。
 - (3) そのほか、処分を行わないことにより、法施行上、重大な支障が生ずると見込まれるとき。

(業務停止処分の量定)

- 3 業務停止処分の量定は、法に定める罰則の程度に応じて、下記により別表のとおりとする。
 - (1) 法第 47 条の 3 の規定により 2 年以下の懲役若しくは 3 百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することと定められる違反は、業務停止期間を 90 日とする。
 - (2) 法第 48 条の規定により 1 年以下の懲役若しくは 3 百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することと定められる違反は、業務停止期間を 60 日とする。
 - (3) 法第 49 条の規定により百万円以下の罰金に処することと定められる違反は、業務停止期間を 45 日とする。
 - (4) 法第 50 条の規定により 50 万円以下の罰金に処することと定められる違反は、業務停止期間を 30 日とする。
 - (5) 法第 51 条の 3 第 2 項の規定により 30 万円以下の過料に処することと定められる違反及び法第 52 条の規定により 10 万円以下の過料に処することと定められる違反は、業務停止期間を 15 日とする。
 - (6) 罰則規定が定められていない法違反については、罰則が規定されている同類の違反内容を参考に設定する。

(停止処分の併合)

- 4 業務の停止を命ずる事由が 2 以上ある場合は、各処分事由に係る業務停止期間の最も長い期間とする。

(常習違反加算)

5 既往3年間に業務停止処分を受けた貸金業者に対する業務の停止を命ずる期間は、当該処分事由に係る前項の規定による期間に2を乗じて得た期間とする。

(業務停止の範囲)

6 業務停止処分の対象となる業務は、弁済の受領に関する業務、訴訟若しくは調停に応じる業務及び知事が特に必要と認めた業務を除くすべての業務とする。

(業務停止処分の対象となる営業所)

7 業務停止処分をすべての営業所等に対して行うか、又は当該違反行為を行った営業所等に対してのみ行うかは、個別の事例に即して判断するものとする。

(登録の取消し)

8 登録の取消しは、貸金業者が次の各号のいずれかに該当する場合にするものとする。

(1) 法第24条の6の5第1項各号のいずれかに該当したとき。

(2) 法第24条の6の6第1項各号のいずれかに該当したとき。

(3) 既往1年間に、60日以上業務停止処分を受けた貸金業者が、当該行政処分の処分事由と同一の法令違反行為を繰り返し行ったとき。

(4) 法第4条に規定する申請書又は、添付書類に虚偽の記載が判明したとき。

(5) 法第6条第1項第13号から第15号までに該当すると判断した場合に、業務改善命令を行ったにもかかわらず改善されないとき、又は改善される見込みがないとき。(法第24条の6の4第1項第1号)

(6) 法第6条第1項第16号に該当した場合および法第24条の6の4の第1項第12号における出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(以下「出資法」という。)第5条および第5条の3に違反した事実が認められ、資金需要者等の損害の程度が著しく重いと判断されるとき。

(7) 法第24条の6の12第2項の規定に基づく非協会員に対する社内規則の作成等に関する命令について違反した事実が判明したとき。

(8) 業務停止命令に違反したとき並びに業務停止命令と併せて発せられる業務改善命令に違反したとき。

(9) 役員解任命令に違反したとき。